

件名：ミネソタ州における新たな緊急行政命令の発表について

ポイント：

11月10日、ウォルツ知事は、州内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数及び入院患者数増加を受け、州全域で集会、レセプション、レストラン等に新たな制限措置を11月13日から導入する緊急行政命令に署名しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

この命令に故意に従わない個人は、1000ドル以下の罰金または90日以下の収監となる可能性があるなど、罰則も規定されていますので、くれぐれもご注意ください。

本文：

1 制限措置の発効日時：2020年11月13日（金）午後10時00分

2 これまでの措置（行政命令20-74）からの主要な変更点：

（1）集会（社会的な距離を保つことができるかどうかにかかわらず、同じ世帯でない個人が様々な目的のために一緒に集まること）

- ・屋内外を問わず10名以上の集会、及び、規模に関わらず3世帯以上の集会を禁止する。
- ・計画的、自然発生的、公的、私的な集会も制限の対象に含まれるが、労働者および顧客による商業活動は含まれない。
- ・本メールの下記（2）（3）（4）（5）や緊急行政命令6c、7cの要件及び制限に従っているものは含まれない。
- ・禁止された集会の開催者は市、郡、州当局による適切な法執行措置の対象となり得る。

（2）結婚式、葬儀、人生の節目（誕生日や退職祝等）、家族の再会等に際して開催する祝賀会、レセプションなどの集まり

- ・Stay Safe Minnesota (<https://staysafe.mn.gov>) に掲載された該当する会場のガイダンスに従って新型コロナ感染症の準備計画を策定し、下記の要件を満たす場合、会場はこのような行事を開催することができる。
- ・会場内での消費を目的とした飲食物（アルコール飲料を含む）の提供、または会場内での飲食物の消費の許可を午後10時から午前4時までの間に行わない。
- ・2020年11月27日午後10時00分以降は、会場内で飲食を行う人数を50人以下とすること。
- ・2020年12月11日午後10時00分以降は、会場内で飲食を行う人数を25人以下とすること。

（3）レストラン、フードコート、カフェ、バー、たばこ店など

- ・店内では、消防署、他の州又は地方自治体の当局が定めた通常の定員の50パーセントを超えてはならず、異なるテーブルに着席しているグループ間の物理的な距離が6フィート保たれていることを条件に、最大150人までとすること。
- ・屋外の座席を提供する施設の場合、店内と屋外のすべてのスペースの合計占有人数は150人以下とすること。
- ・屋外スペースを利用する場合、一度に利用できる客数は、異なるテーブルに着席したグループ間の物理的な距離が6フィートの距離を維持できる人数に制限されていること。
- ・店員と利用者は Stay Safe Minnesota (<https://staysafe.mn.gov>) のガイダンスに記載されているフェイスカバーの要件に従うこと。
- ・すべての施設は、適用される州および地方の法律、規制に従うこと。
- ・すべての施設は、午後10時から午前4時までの間は、店内・屋外を含む営業を停止すること。ただし、感染を緩和する措置を講じた宅配やドライブスルー、テイクアウトを制限または阻止するものではない。

(4) 劇場、映画館、コンサートホール、博物館などの屋内イベント会場や娯楽施設

- ・ Stay Safe Minnesota (<https://staysafe.mn.gov>) に掲載されているガイダンスに従っている場合のみ、一般市民に開放することが可能。
- ・会場内において、毎日午後10時から午前4時までの間は飲食物(アルコール飲料を含む)のサービスを提供してはならず、会場内での飲食物の消費を禁止しなければならない。

(5) レース会場、遊園地、ミニゴルフ、ゴーカートなどの屋外イベント会場、娯楽施設

- ・ Stay Safe Minnesota (<https://staysafe.mn.gov>) に掲載されているガイダンスに従っている場合のみ、一般市民に開放することが可能。
- ・会場内において、毎日午後10時から午前4時までの間は飲食物(アルコール飲料を含む)のサービスを提供してはならず、会場内での飲食物の消費を禁止しなければならない。

この命令に故意に従わない個人は、1000ドル以下の罰金または90日以下の収監となる可能性があるなど、罰則も規定されていますので、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

【今回の行政命令 20-96 については下記のリンクを参照ください】

https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-96%20%28FINAL%29_tcm1055-453017.pdf

【6月5日に発表された行政命令 20-74 については下記のリンクを参照ください】

https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-74%20Final_tcm1055-437539.pdf

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。